# 外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

| 技術内容： |
|---|
| |
| |

ⓒCISTEC
2019.01.09施行政省令等対応（ 1／1 ）

| ６－（３）数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（２の項の中欄に掲げるものを除く。） | 判定欄 | 注釈 | 記入欄 |
|---|---|---|---|
| ［省令］第１８条 〔第３項〕<br>外為令別表の６の項（３）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 | 該当 ○<br>非該当 ×<br>対象外 － | | |
| 一 数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって、輪郭制御をすることができる軸数が５以上のもの | 【 】<br>［ ］ | | 数値（ ） |
| **［解釈］貨物等省令第18条第3項第一号のプログラム**<br>次のいずれかに該当するものを除く。 | 《 》 | ］除外 | |
| イ 貨物等省令第５条に該当しない貨物の操作のために特別に設計され、又は変更されたもの | 〈 〉 | | |
| ロ 貨物等省令第５条に該当しない貨物とともに輸出され、かつ、当該貨物の操作のために必要最小限のもの | 〈 〉 | | |
| 又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。） | ［ ］ | | |
| 二 削除 | | | |
| 三 削除 | | | |
| 四 意思決定を支援するエキスパートシステムを数値制御装置に組み込むためのプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。） | 【 】 | | |
| 五 別表第３の第２欄に掲げるコーティング方法を用いる非電子的基板用コーティング技術であって、同表の第３欄に掲げる基材に対して行う同表の第４欄に掲げるコーティングに係るもの（プログラムを除く。） | 【 】 | →別表第３<br>第２欄<br>第３欄<br>第４欄 | <br>第２欄（ ）<br>第３欄（ ）<br>第４欄（ ） |
| | 判定結果 | | □該当 □非該当 |

該当項番
① 外為令別表の項番[ ]
② 貨物等省令の条項号等の番号等
[ ]
[ ]

作成責任者：（作成年月日： 年 月 日）

会 社 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電 話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿